

白河法皇の怒りと歎き

—歴史地理学から「天下三不如意」の深層に迫る—

片 平 博 文*

I. 白河法皇と「天下三不如意」

小論は、第24回立命館地理学会大会で行った発表内容の要旨である。この発表で筆者は、歴史時代に生きた人物が直接目にした風景の実態やその意味を、歴史地理学的方法から詳細に分析することによって、当時の人物の心の中にあった特定の場所についての認識やその場所に対する価値観の一端をもまた、解き明かすことができるのではないかという提案を試みた。その具体的な事例として取り上げたのが、長期にわたる権力をほしのままにしたとされる白河法皇と、法皇が抱えていたとされる3つの悩み、すなわち「天下三不如意」である。

白河法皇¹⁾は天喜元年(1053)に生まれ、数え20歳にあたる延久四年(1072)に践祚し、その後約14年間にわたって天皇の座にあった。応徳三年(1086)には当時8歳だった堀河天皇に位を譲ったが、まだ新天皇が幼少だったこともあって自分は上皇となり、実質的に政治の実権を握り続けた。これが、いわゆる白河院政のはじまりである。その後、永長元年(1096)には最愛の皇女であった郁芳門院を亡くしたことによって落飾し、以降は浄土

信仰に傾倒していった。白河上皇が法皇となったのは、この頃ではなかったかと推測されている。ひとときわ丈夫で活動的な法皇ではあったが、大治四年(1129)の盛夏に急病に襲われ、77年の生涯を閉じた。この年齢は、平安～鎌倉にかけての歴代天皇や高級貴族の生涯と比べてみても、ずば抜けて長寿であったといえる。そればかりか、改めて驚かされるのは、『中右記』同年七月七日条にも「天下之政を乗ること五十七年」と書かれているように、実に57年間の長きにわたって権力の座に君臨し続けていた事実である。法皇の性格や「天下三不如意」の真実を分析する際には、こうした長期政権の継続によって培われた人格形成の側面にもまた注目する必要がある。

三不如意の内容について、『平家物語』²⁾巻1「願立」には、「賀茂河の水、雙六の賽、山法師、是ぞわが心になはぬもの」と、白河院も仰せなりけり」とあり、また『源平盛衰記』³⁾巻4、「白山神輿登山の事」の中にも、「白河院は賀茂川の水、雙六の賽、山法師、是ぞ朕が心に随わぬ者と、常は仰せの有けるとぞ申し傳へたる」と書かれている。両者とも三不如意の具体的な内容と記載順序については共通しており、①賀茂川の水、②雙六の

* 立命館大学文学部

キーワード：白河法皇、平安京、場所、空間、歴史地理学

Key words : the Cloistered Emperor Shirakawa (1053-1129), Heiankyo, Place, Space, Historical Geography

賽、③山法師となっている。では、それぞれの内容とその背後に隠されている深層的な意味について、詳しくみていくことにしよう。

II. 「賀茂川の水」の意味

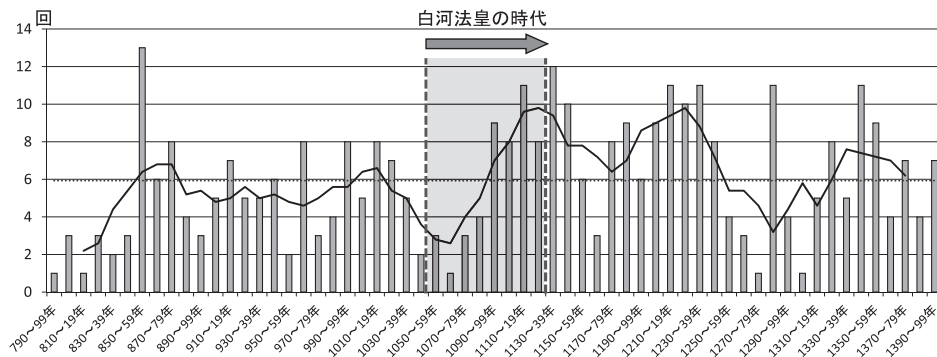
1. 洪水の記録

平安時代の初期以来、平安京・京都は何度も深刻な洪水に見舞われてきた。その事実には、『日本後紀』以降の六国史や、国史を抄略編集した『日本紀略』、貴族によって残された古記録、および一部の文学作品などから把握することが可能である。

第1図は、平安京に都が定められた延暦十三年(794)から室町前期の応永六年(1399)までの間に確認された洪水を、10年ごとの発生頻度別にみたものである。この600年余の期間に確認された洪水は、管見の限りでは合計363回に及んでおり、10年間に平均して約6回の洪水が発生し続けていた計算となる(図中の点線=5.9回)。記録には、賀茂川・鴨川(以下、ここでは「鴨川」で統一)⁴⁾、桂川や、東・西堀川など京内を流れる小河川の洪水のほか、多くはないが淀川や宇治川が溢れたという記述も含まれている。ただし、

淀川や宇治川が溢れた時には、鴨川や桂川も同様の状況だった可能性が高いものと考えられる。この期間を通じて洪水の記録が最も多く残されているのは、間違いなく鴨川とその水系である。

図中の棒グラフは10年単位ごとの洪水回数を、また折れ線グラフは洪水発生の時間的な変動を読みやすくするために、10年ごとのデータの5つ分を移動平均させたものである。これによって、長期間における洪水頻度の変動を追うことが可能となる。グラフの変化を数十年以上のスケールで見ると、洪水は決して一定の頻度で発生していたわけではなく、多い期間と比較的少ない期間とを繰り返しながら推移していたことがわかる。この変化を白河法皇の生涯と重ね合わせてみると、幼年時代から少年・青年時代にあたる1050年代～1070年代頃にかけては、むしろ洪水の発生回数がかかなり少ない期間に相当しており、600年余の期間を通していても最も少ない時期であったといえる。しかし法皇が上皇となって権力を誇示していく院政期に入った頃からその傾向は一変し、今度は頻繁に洪水が発生するようになっていった。移動平均のグラフは、13世紀前半頃と並ん



第1図 平安京・京都における10年ごとにみた洪水の発生回数(794～1399年)

古記録・一部の文学作品などをもとに作成。

白河法皇の怒りと歎き

第1表 おおよその浸水地域が把握できる洪水（10～14世紀）

番号	世紀	和暦年	和暦月日	新暦年月日	具体的な場所	史料
1	10世紀	延喜四	五月十四日	0904/07/05	朝集院殿（大内裏朝堂院内）	歴代宸記（醍醐）
2		延喜九	六月五日	0909/06/30	京中	扶桑略記
3		延長二	五月七日	0924/06/16	京中	扶桑略記
4		延長七	七月二十六日	0929/09/07	左京と左岸の白河辺	扶桑略記等
5		延長七	八月十五日	0929/09/25	東西京七条以南、平安京南部の耕地	日本紀略
6		天慶元	六月二十日	0938/07/24	西堀川以西（京中）	貞信公記
7		康保三	閏八月十八日	0966/10/09	西獄（右京一条二坊十二町）・五六条、桂川周辺が海（京中）	日本紀略
8		天延二	八月二十日過ぎ	0974/09/13-	広幡付近（鴨川・中川辺）	蜻蛉日記
9		天元三	七月十五日	0980/09/02	東西京中が大河	日本紀略
10		正暦三	五月二十六日	0992/07/04	東西京中	日本紀略
11		正暦三	六月一日	0992/07/08	東西京中	日本紀略
12		正暦五	五月三日	0994/06/19	京中	本朝世紀
13	11世紀	長保二	八月十六日	1000/09/22	京極以西の人家	権記
14		寛弘六	七月八日	1009/08/07	京辺	御堂関白記
15		寛仁元	七月二日	1017/08/02	富小路以東が海、悲田院	左経記
16		寛仁元	七月三日	1017/08/03	京極・富小路が海、上東門院・法興院・京極辺邸宅	小右記
17		寛仁元	八月四日	1017/09/02	賀茂社	小右記
18		長元元	九月三日	1028/09/29	富小路以東が海、上東門院・法成寺	左経記
19		長元元	九月五日	1028/10/01	法成寺・穀倉院	小右記
20		長元七	八月十二日	1034/10/03	河尻長州辺（淀・山崎）	左経記
21		承暦二	五月五日	1078/06/23	京極の人居、とくに河辺の畔	扶桑略記
22		承暦四	六月十九日	1080/07/17	とくに水に近い人々の被害大（河辺）	扶桑略記
23		寛治六	八月九日	1092/09/19	河辺	中右記
24		承德二	五月十日	1098/06/17	河原人家	中右記
25		承德二	六月二日	1098/07/09	河原人居	中右記
26		承德二	八月十三日	1098/09/16	京中	中右記
27	12世紀	長治二	五月十一日	1105/07/01	御堂方、一条北堤付近	殿暦
28		長治二	五月十四日	1105/07/04	京中・鳥羽	中右記
29		永久元	八月二十・二十一日	1113/10/8,9	京中・鳥羽・（宇治橋）	殿暦
30		長承三	五月十七日	1134/06/18	京中・河原小屋全滅	中右記
31		康治元	九月一日	1142/09/28	平地2尺許、河辺の民戸被害大、鳥羽・朱雀大路（京極）	台記・本朝世紀
32		康治二	五月五日	1143/06/26	禁裏（土御門鳥丸内裏）・近衛邸	百鍊抄・本朝世紀
33		久安六	八月二十八日	1150/09/27	東路不通、河辺の民屋	台記
34		仁平四	八月三日	1154/09/19	河辺で洪水を見る	台記
35		応保元	七月四日	1161/08/04	河原（法勝寺への行幸時＝二条河原付近か）	山槐記
36		嘉応二	六月一日	1170/7/23	鴨川橋（祇園・清水等）流損	兵範記
37		承安二	五月二十日	1172/06/20	六波羅辺の人家	玉葉
38		建久三	八月二十八日	1192/07/28	鳥羽辺の被害大	玉葉
39	13世紀	安貞二	七月二十日	1228/08/28	鴨川辺の在家（賀茂社付近の在家）	皇帝紀抄
40		寛喜三	一月二十八日	1231/03/10	京中	統本朝通鑑
41		寛喜三	六月四日	1231/07/12	鴨川兩岸	民経記
42		嘉禎元	十月十九日	1235/12/07	河原	明月記
43		正嘉元	五月六日	1257/06/26	河辺の小屋	経俊卿記
44		弘安七	閏四月十七日	1284/06/09	左京の京中、近衛殿	勘仲記
45		弘安十	五月十日	1287/06/29	法成寺、二条河原	勘仲記
46		永仁三	五月十八日	1295/07/08	鴨川辺の出雲路河端小堂道祖神	統史愚抄
47	14世紀	元亨四	八月十六日	1324/09/13	京中	花園天皇宸記
48		正中二	六月二十六日	1325/08/13	富小路殿（二条北・富小路東）	花園天皇宸記
49		貞和五	六月十一日	1349/07/15	大炊御門堀川・西洞院付近	松垂記

白河法皇

で、600年間で最も発生回数の多い時期であったことを示している。すなわち、ちょうど法皇の77年の生涯は、平安京・京都で発生した洪水の頻度がその最も少ない時期から、最も多い時期へと極端に変化した期間であった。

一方、第1表は、10～14世紀の中で、浸水地域がある程度把握できる洪水を選び出したものである。それぞれの記述の内容が、洪水の及んだすべての範囲を表したものではないにしても、浸水地域のおおよそを知る手がかりとすることができる。10世紀にはまだ、その範囲を京中とするものが目立ち、また東・西両京の七条以南や平安京南部一帯、左京と西堀川以西、西獄（右獄：右京一条二坊十二町）と五・六条・桂川周辺部など、一度にかなり広範囲に及ぶ洪水が多かった。

11世紀に入ると、今度は富小路・京極や鴨川付近、河原など、河川により近い区域での洪水が多く記録されている。同時に、法成寺や上東門院など京極付近の京外に立地していた施設もまた頻繁に被災していた。その一方で、京中に広く及ぶ洪水もなお発生し続けていた。また院政期の12世紀に入ると、これまでの鴨川付近に加えて、法皇らによって整備された鳥羽での被害が新たに記載されるようになる。また同時に、比較的規模の大きな洪水も引き続きみられた。ただし、市街地の広い範囲に及んだと考えられる洪水の大半は、12世紀の前半までに記録されたものである。

鴨川の河原に近い場所の住宅や、水辺にあった貴族の邸・寺院などに影響をもたらす洪水の発生は、13世紀・14世紀に入っても基本的に変わることがなかった。10世紀から14世紀までを通してみると、鴨川に近い

京極や富小路、河原付近などの被害に関する記述が頻繁に現れてくるのは、明らかに11世紀以降のことである。その一方で、市街地の広い範囲に影響を及ぼすような洪水は、11世紀以降を境に、次第に回数が少なくなっていく。史料の記載内容から見えてくるこの事実は、京城を越えた東側や北側に向けての市街地の発達⁵⁾や、鴨川の河床変化⁶⁾、気候変動⁷⁾などと深く関わることを裏付けている。また第1図にも示されたように、9～10世紀の洪水頻度と比べて、12～13世紀の頻度がさらに高くなっているのは、一つは京極付近や鳥羽などへの市街地の進出によるものと考えられるが、これに加えて鴨川の河床低下により、氾濫区域が狭く限られるようになった範囲の洪水発生頻度もまた、増加したものと解釈することもできる。しかし、そうした傾向の中でなお、市街地の広い範囲に及ぶ大規模な洪水も、時として発生し続けていたのである。その大きな原因の一つは、平安京・京都の北側から小河川を通じて市街地を襲う洪水であった⁸⁾。

「賀茂川の水」が不如意の一つとされた理由として、院政期の治水問題＝政権の対策不備を指しているとする考え方もなされているが⁹⁾、この約100年前に生きた藤原道長もまた、懸命に鴨川の洪水を防ごうとしていたことが『権記』や『御堂関白記』の記述から知られる¹⁰⁾。道長の時代にも洪水頻度がかかなり高かったことは第1図をみても明らかであり、鴨川の治水問題をただ白河院政期のみの政治的不備としてとらえるのは、必ずしも適切とはいえない。道長の時代も含め、古代や中世の技術レベルでは、到底「賀茂川の水」を防ぎきれなかった事実もまた、ここで再確認をしておく必要がある。

2. 法皇が好んだ場所

法皇が「賀茂川の水」に歎いたとされる有力な理由の一つは、法皇の好んだいくつかの場所をたどることで理解される。平安京とその周囲に広がる空間の中で、法皇がとくに好んで訪れた場所には、ある共通点があった。

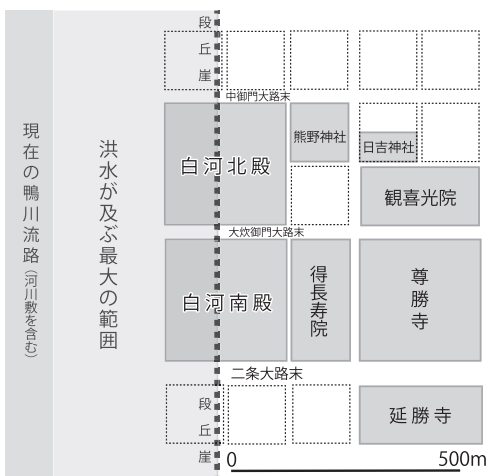
法皇は土御門殿、大炊殿、高松殿、閑院、三条西殿、三条東殿など、平安京内に数多くの院御所を持っていたが、その一方で、鴨川を挟む東の郊外にあった白河や、鴨川下流域の鳥羽にも院御所が設けられ、法皇が足繁く訪れるお気に入りの場所となった。白河開発の発端となる法勝寺の造営は、法皇がまだ天皇の位に就いていた承保二年（1075）に始まり、それ以降多くの伽藍が建てられていく。

法皇の院御所としての白河南殿が建立された場所は、いわゆる白河地区の最西端部に位置しており、鴨川に最も近接したところであった（第2図）¹¹⁾。この院御所は、それまで大僧正覚円の坊舎があった地に造営されたもので、当初は「法勝寺御所」または「白河御所」と呼ばれていたようである¹²⁾。『中

右記』の記主藤原宗忠は、この場所がまさに「水石風流地也」と評している。また、少なくとも康和四年（1102）以降には「泉殿」とも呼ばれており、この地が水ときわめて関わりの深い場所であったことを示唆している。さらに永久二年（1114）、おそらく同院御所敷地内の西部に建てられた蓮華蔵院の地は、「渡御泉殿、御覧新堂地形、遠山之体、前池之様、宛如蓬莱歟」¹³⁾と評されており、水際のその地がまさに法皇のお気に入りの場所であったことがわかる。

鴨川下流域に位置した鳥羽もまた、白河地区の西部とよく似た場所に立地していた。桂川との合流点に近いこの場所は、朱雀大路から南に鳥羽の作道が通じており、水と陸との接点としてすでに平安前期から交通の要衝となっていた。また、10世紀初期の延喜年間には、この付近に「城南水閣」と呼ばれる藤原時平の別業も位置していた¹⁴⁾。ここに院御所やその付属施設、寺院等より成る大規模な鳥羽殿が計画され、建設されていくのは、応徳三年（1086）以降のことである。鳥羽殿の建設用地のようすについて『扶桑略記』には、「池広南北八町、東西六町、水深八尺有余、殆近九重之淵、或摸於蒼海作嶋、或写於蓬山疊巖、泛船飛帆、煙浪渺々、飄掉下碇、池水湛々、風流之美不可勝計」とあって、周囲に広がる水辺の美しさを巧みに表現している¹⁵⁾。発掘調査に基づく復原図をみれば、かつての鴨川の流路は鳥羽殿のすぐ南側を流れ、殿舎や寺院の間を縫うようにいくつもの池が分布していた¹⁶⁾。

しかし、これらの水辺は常に快適な場所だったわけではなく、しばしば洪水に見舞われる不安定な空間の中にあった。法皇の時代には、すでに鴨川の河床低下も少しずつ進行



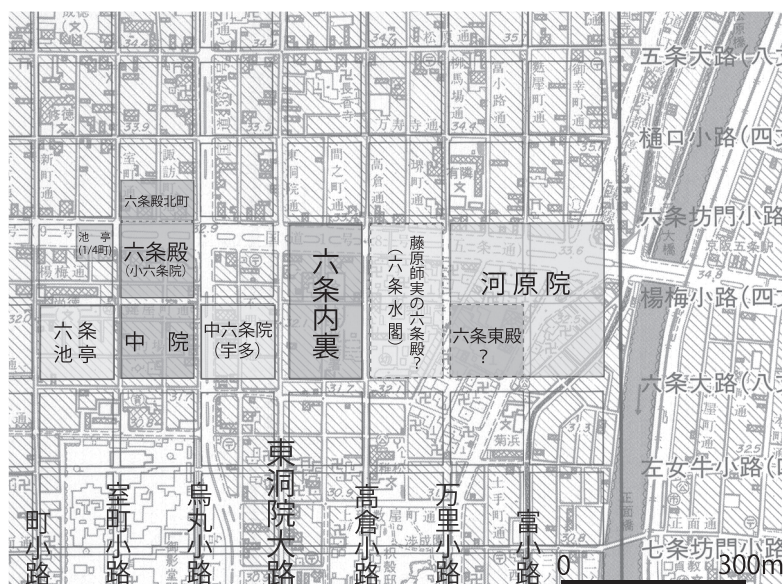
第2図 白河地区における建物の分布と鴨川
上村和直（1999）・堀内明博（2009）・高橋学（2008）
などをもとに作成。

しており、白河付近ではその流路に沿って段丘崖も形成されつつあった¹⁷⁾ (第2図)。この段丘崖が遅くとも14世紀頃までに形成されたとすれば⁶⁾、法皇の院御所である白河南殿の西側付近は、時として洪水による直接的な影響を受けていた可能性も十分に考えられる。また、河床低下の進行とともに、鴨川付近での洪水記録が増加する一方で、下流域の鳥羽での洪水記録もみられるようになった (第1表)。

白河・鳥羽周辺ばかりではなく、平安京内の院御所の中にもきわめて水辺に近い場所があった。第3図は、『平安京提要』などに基づいて、法皇の時代を中心とする左京六条付近における院御所や貴族邸などのようすを示したものである¹⁸⁾。京内の多くの場所に活動の拠点を持つ法皇であったが、六条付近にはとりわけ高密度で院御所が分布していた。これは、当時の里内裏や高級貴族邸の多くが左京域の北部、すなわち二条や三条付

近に分布していた状況から考えれば、かなり特異なことといえる¹⁹⁾。第3図の中央付近には、南北2町の領域を占める六条内裏が位置し、一町を隔てた西側には広大な庭が設けられていたという中院、その北側には六条殿 (小六条院) およびそれと連続する六条殿北町などの院御所がそれぞれ置かれていた。また、かつて四町域の広大な範囲を占めていた河原院の敷地の一部には、六条東殿も存在していた可能性が高い。

こうした院御所の周辺には、水との関係が深い建物も多く立地していた。たとえば、六条内裏と中院との間にあった中六条院は宇多上皇の御所があったところで、行幸の記録も数多く、しばしば宴遊も行われた場所であった²⁰⁾。そこは、平安中期には湿地帯に近い場所であったと推定されている。また中院の西側には、右大臣を務めた源頼房の六条池亭や、その北側には『池亭記』の作者として知られる慶滋保胤の池亭などがあった。こ



第3図 六条付近の院御所と貴族の邸

ベースマップは、『平安京提要』の1万分の1「平安京復元図」を使用した。

のうち、六条池亭の庭には名泉が湧き出たため、この名が付いたとされている。また、保胤の池亭は決して規模の大きなものではなかったが、邸内には池のほか、水辺を好む芹田などもあった。さらに六条内裏のすぐ東側には、藤原師実の六条殿があったと推定されており、六条内裏とともに敷地内には大きな池が設けられていたと考えられている。この六条殿は「六条水閣」とも呼ばれ、敷地の南側にあったとされる大池の東西には釣殿が設けられていたほか、邸内には泉も湧いていた。まさに邸全体が豊かな水に恵まれた雅趣に富む水閣であったといえる²¹⁾。平安京の左京域には、これより南側にも「七条水閣」や「八条水閣」と呼ばれる邸が存在し、大炊御門～二条大路付近とともに、湧泉が豊富な場所として知られていた²²⁾。法皇の院御所が集中する六条付近は、まさに「京内における水辺」なのであった。

以上から、法皇が好んだ白河・鳥羽・左京の六条付近は、いずれも水辺にきわめて近い場所＝ウォーターフロントであったとみなし得る。それは同時に、水辺という特定の場所に対する法皇の好みや趣味を示すものと解釈できる。ただしその好み・趣味の対象となる場所は、あくまで平常時の穏やかな鴨川の流れに起因する空間の中においてであって、決して荒れ狂う水に御所全体や市街地が脅かされるような、増水時における鴨川という空間をも含むものではなかった。法皇の「賀茂河（川）の水」に対する認識と、好み・趣味に関わる場所の選択は、その生涯における洪水頻度の急激な変化の事実と、鴨川周辺における院御所の地理的立地およびその特徴から解釈することが可能となる。

III. 「雙六の賽」の意味

雙六はすでに奈良以前からあったとされ、古くは『日本書紀』天武十四年（685）九月十八日に、「天皇、大安殿に御して、王卿等を殿の前に喚して、博戯せしむ」とあるのが初見とされている。また、同じ『日本書紀』持統三年十二月八日（690）には、「雙六を禁め断む」とあって、早くも禁止の対象となっていたようである。奈良中期の天平勝宝六年（754）にも、雙六の禁断が勅令として出されている²³⁾。その一方で、複数の雙六局が正倉院宝物として伝えられていることから²⁴⁾、奈良時代には天皇や高級貴族の間でも、これを使った遊戯がかなり普及していたと考えられる。しかし、雙六でいわゆる賭博を行っていたという記述はむしろ少なく、その具体例が確認されるのは平安中期になってからのことであり、支配者側からみて賭博が悪事という見解が強くなっていくのは11世紀後半以降のことであるとされる²⁵⁾。

『平家物語』や『源平盛衰記』に記された「天下三不如意」の文言を改めて確認すると、不如意の対象であったとされるのは「雙六」そのものではなく、「雙六の賽」である。したがってこの意味の深層には、遊戯としての「雙六」というよりも、遊戯の結果を導くまでの「賽の目」の方により重い意味があったとみるべきで、ここには法皇の「賽の目」に対する主観的な態度（より望ましい「賽の目」の結果を得ることに対する法皇の積極的な態度）が盛り込まれていると解釈すべきである。そのことは、「打難（難（だん）を打つ）」という所作または儀式が法皇の周辺で頻繁に行われていた事実（後述）から、間接的にはあるが裏付けられる。いずれにしても法

皇は、「賽の目」に対する興味と関心が人一倍強かったことは間違いない。

一方で、同じ「賽の目」による賭博も頻繁に行われており、たびたび雙六が禁制の対象となるばかりか、雙六打が悪事を行う輩の代名詞ともなっていた。それら雙六打の具体的な姿の一端は、『新猿楽記』や『今昔物語』『宇津保物語』『古今著聞集』などから知ることができる²⁶⁾。さいころを使って遊ぶ雙六や、それを操る雙六打が社会を乱す一因として取り締まりの対象となったのは、法皇の時代についても例外ではなかった。たとえば、『中右記』永久二年(1114)には、「博戯の輩」、すなわち賭博を行った輩に対する取り締まりがたびたび実施されたほか、博戯に関する記事もたびたびみられる²⁷⁾。しかもその間に、乱闘・濫行・誘拐・強盗・傷害・飛礫・放火等、世間の秩序を乱すような他の事件も多発していた。

自身の好み・趣味の場所を認めると、社会という空間に広がる治安の悪化を防ぐことはできないし、かといって世間の悪事を取り締まれば取り締まるほど、「賽の目」をめぐる自身の場所がますます窮屈になっていく。そこにみられるのは、決して解決することのない、自分にとっての心地よい場所と、世間という空間との間にまたがる決定的な齟齬または乖離だったのである。

また「賽の目」に関しては、『小右記』や『御堂関白記』など平安中期以降の古記録に、「打難」や「擲采(てきさい・ちゃくさい)」といった遊びまたは儀式に関する言葉としてたびたび登場する。両者とも同じような意味で用いられている場合も多く、さいころをふる動作かその遊びのことを意味するとされている²⁸⁾。この時には紙を一種の賭けの報酬と

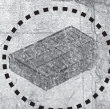
して与えられることが多く、この行為の中に賭博的な要素も含まれていたことは間違いない。『中右記』寛治六年(1092)七月十日条には、「給紙、先撒公卿饌、敷円座一枚於公卿座前、召筒采有被打難事儀、殿上人両三人、取紙一帖自簀子進て置円座自下藹進之……」とあって、「打難」という行為が法皇の時代にも一般に行われていたことがわかる。この時に「打難」が行われたのは、時の関白藤原師実が東三条殿より高陽院に移る新宅移転に伴うものであった。

ちなみに、法皇の時代に「打難」または「擲采」²⁹⁾が行われた記録をたどると³⁰⁾、前者については『中右記』『後二条師通記』『殿曆』『御産部類記』『仙洞御移徙部類記』などに計43例が確認される。この中で初めて登場するのは、まだ法皇が天皇の位にあった承暦三年(1079)七月十一日のことたるひとで、善仁親王(後の堀河天皇)の誕生に伴う産養い(出産後、3夜・5夜・7夜・9夜に行う祝い事)の儀式においてであった。用例が増えてくるのは康和五年(1103)以降のことで、とくに大治二年までの25年間については頻繁に確認される。また後者についても、『殿曆』『御産部類記』『仙洞御移徙部類記』などに計16例が確認される。しかしその多くは「難」の儀式とともに行われたもので、少なくとも法皇の時代には、「打難」と「擲采」とがほぼ同様の意味を持っていたことが確認される。また、「擲采」の用例がみられるのは天仁元年(1108)以降のことで、法皇の治政の後半期に集中している。

「打難」や「擲采」が行われた理由は、先述の寛治六年の用例を除けば、すべてが法皇の身边に関するものとなっている。具体的には、法皇自身や中宮・皇后が御所移転を行っ

た場合、親王または内親王が誕生した場合などに行われており、ここからは賭博的な性格というよりも、さいころを振ることによって何らかの神意を知るという、占的な性格がより強く感じられる。法皇の頃に成立したとされる歴史物語の『大鏡』第3巻「右大臣師輔」³¹⁾の項には、皇子の誕生に際して行われた「打難」が、まさに占的な性格を持っていたことが記されている。原文をたどると、師輔の娘であった中宮安子が懐妊されている時の話として、「元方民部卿の御まごまうけのきみにておはするころ、みかどの御庚申せさせたまふに、この民部卿まいり給へり。さらなり、九条殿さぶらはせ給て、人々あまたさぶらひたまひて難うたせたまふついでに、冷泉院のはらまれおはしましたるほどにて、さらぬだに世人いかゞとおもひ申たるに、九条殿「いで、こよひの難つかうまつらん」とおほせらるゝまゝに、「このはらまれたまへるみこおとこにおはしますべくば、でう六いでこ」とて、うたせ給へりけるに、たゞ一度にいでくるものか」という、間近に控えた出産に対して難を打つ場面が出てくる。この時師輔は、さいころを振ることによって、もし生まれてくる子が男の子であれば「でう六（重六）いでこ」、すなわち6のぞろ目が出よと願いながら振ると、たった一度で願い通りの目が出たというものである。この場面から読み取れる「打難」という行為の背景には、賭博的な性格よりも、神意を知るための占的な性格がより強く作用しているものと考えられる。またこの『大鏡』の校注には、「打難」とは雙六をすることと同意であるとの説明もなされている³²⁾。

やや時代は下るが、その考え方を裏付ける絵巻が存在する。第4図は、後白河法皇の

12世紀後半頃に作成されたと考えられている、『餓鬼草子』の第2段に出てくる「伺嬰児便餓鬼」の一場面である³³⁾。図欄外のふすまを隔てた左側は産屋で、今まさに出産が行われたばかりである。母子の無事を祈って隣にあるこの部屋では、出産の前から老僧と女が控えていた。老僧は懸命に加持を行ってきたが、今、隣から出産が無事に終わったことを聞いて思わず笑みがこぼれている。また手前の女は小桂を脱いで赤い袴をはき、髪を振り乱しているようすから、これまた出産の無事を祈り続けてきた巫女であろう。興味深いのはその巫女の手前にある雙六盤（)である。それは巫女の後ろ側に置いてあることから、単なる遊戯に使用されたものではなく、巫女自身が出産までの祈りの儀式の中で用いたものであることがわかる。ただし、具



第4図 産屋の隣の部屋で祈る巫女と雙六
小松編『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻
日本の絵巻7』による。

体的にどう使用したかについては明らかとはならない。いずれにしても雙六盤は、「打攤」や「擲采」などの儀式に通じるもので、神意を知るための道具として、両者が共通していたことを示すものといえる。

先の『大鏡』の事例に沿って「賽の目」を考えると、6のぞろ目が出る確率は1/36であるから、1回の最良の結果（最高の神意）を得るためには、確率的に35回の不満足な結果を背負わなければならない。さらに突き詰めて、10回の最良の結果を得るためには、なんと350回もの不満足な結果を突きつけられることになってしまう。おそらくこのような儀式においては、6のぞろ目という理想的な組み合わせだけでなく、仮に合計数値が大きいほど良い結果だと考えられていたならば、たとえば「6と5」「5と5」「6と4」などの組み合わせもまた、比較的満足のいく神意として認識されたのであろう。白河法皇がこうした「賽の目」にとりわけ興味・関心のあったことは、重要な節目となる院御所の移転や皇族内部における出産（産養い）の際に、繰り返し「打攤」や「擲采」を行わせてきた事実から明らかである³⁴⁾。しかし、法皇にとって「賽の目」による占いの場を繰り返せば繰り返すほど、最良の結果とはならない神意の回数もまた、等比級数的に増えていく。最良の結果を念じてさいころを振り続ける法皇の占いの場所は、その回数の増加とともに神意の領域（空間）とますます齟齬をきたし、また乖離していくのである。

IV. 「山法師」の意味

1. 強訴の記録

僧侶が刀や長刀で武装し、神社の神輿や神

木を奉じて自らの要求を強制する強訴（嗷訴）が目立つようになるのは、平安後期以降のことである。その中でもよく知られているのは、春日社の神木を奉じてしばしば平安京に迫った興福寺と、日吉社の神輿を担いで何度も比叡山を下った延暦寺であろう。両者は「南都北嶺」ともいわれ、時の朝廷や貴族・幕府ばかりか、京の人々までもが極端に恐れる対象の一つとなっていた。白河法皇の時代は、こうした強訴の頻度が急激に高くなり、またエスカレートしていった時期でもある。「天下三不如意」の文言を再確認すると、そこには短く「山法師」とだけあって、法皇にとって不如意とされた対象が南都の興福寺をも含んだ概念だったのではなく、明らかに北嶺、すなわち比叡山延暦寺のみを指していたことがわかる。室町期に至るまでの中世の時代、この延暦寺を実質的に動かしていたのが、「衆徒」（大衆）と呼ばれる僧侶の集団である³⁵⁾。

古記録や一部の文学作品をもとに、法皇が天皇～上皇の時代に起きた比叡山による強訴関係の記録のうち、平安京およびその近辺に襲来、あるいは襲来が計画されたものをまとめると第2表ようになる。比叡山による強訴関係の主要な事件は、とくに12世紀初頭の康和四年（1102）頃から永久元年（1113）にかけての、わずか10年余りの期間に集中していることがわかる。強訴自体は、その頻度も含めて法皇の薨去後にますます頻繁に、かつ激しくなっていくが、祇園社や日吉社の神輿を奉じる形での強訴が始まったのは、ちょうど法皇の時代からとなる。すなわち、嘉保二年（1095）には日吉社の神輿が初めて座所を移動して比叡山を登り（座所の移動）、長治二年（1105）の強訴の際には祇園社の神

白河法皇の怒りと歎き

第2表 白河法皇の時代における「山法師」の強訴（一部小規模なもの、風聞も含む）

記録	和 暦	西暦	天 皇	上皇・法皇	規模と場所など	神 興	入京	史 料
1	寛治六年九月二十二日	1092	堀河	白河	十八日、日吉神人30余人高陽院に参集、これに次いで延暦寺大衆蜂起との風聞（未遂）。	座所 移動	神人	中右記
2	嘉保二年十月二十四～二十六日	1095	堀河	白河	武士、河原にて防御の体制。悪僧らは東山路や祇園林に隠れる。神興が座所を移し、担ぎ出された始め。			
3	康和四年五月七日	1102	堀河	白河	大衆500～600人許にわかになり下山。祇園に籠もり、夜になり右大臣忠実第（枇杷殿）に赴く。翌日、祇陀林寺に退く。			
4	康和五年七月二十日	1103	堀河	白河	延暦寺西塔大衆・日吉神人ら20人許、法皇の御所に参集す。	入	殿曆	中右記・殿曆・百練抄
5	長治元年十月二十六～三十日	1104	堀河	白河	緊急の陣定により大衆の訴えを議す。又、東西坂本を警護して悪僧を追捕す。			
6	長治二年正月一～二日	1105	堀河	白河	延暦寺大衆、祇園神人・日吉神人等、祇園神興を奉じて円宗寺探題の罷免を訴え、祇陀林寺に籠もる。	祇園 神興	神人	殿曆・中右記・永昌記
7	長治二年八月二十九～三十日	1105	堀河	白河	日吉神人、陣頭に参集して訴える。			
8	長治二年十月三十日	1105	堀河	白河	延暦寺大衆・日吉神人ら数千人、祇園に下り神興を奉じて陽明門前に群衆。八幡神人も待賢門前に参集。	祇園 神興	入	殿曆・中右記
9	嘉承三（天仁元）年三月二十一日～四月二日	1108	鳥羽	白河	延暦寺大衆数千人、西坂本・河原で防ぐ。法成寺東河原から松前辺に及ぶ。東山の河原、賀茂、吉田辺の庶民の田畠、壊滅。			
10	天仁二年五月八日	1109	鳥羽	白河	延暦寺大衆下山し、右大臣忠実第に群集するも、裁許あって帰山。	入	殿曆・百練抄	中右記・殿曆・百練抄
11	天永四（永久元）年閏三月二十九日～四月一日	1113	鳥羽	白河	延暦寺大衆500人許、日吉神人を引率、院御所（大炊御門南・万里小路西か）に至る。祇園・北野・京極寺の神興を奉じる。			
12	天永四（永久元）年四月二十九日	1113	鳥羽	白河	興福・延暦両寺大衆相闘はんとするに依り、檢非違使平正盛等を宇治一坂南原に、同源光国等を比叡山西坂本に遣はして、大衆の入京を禦がしむ、大衆ら祇園に籠もり嗽訴す。	祇園等 神興	入	殿曆・中右記・長秋記・百練抄・天台坐主記・中外抄
13	永久元年九月三十日	1113	鳥羽	白河	延暦寺大衆、祇園の神興を奉じて、京極寺に集結し、将に訴ふる所あらんとす。			
14	元永元年五月二十二日	1118	鳥羽	白河	延暦寺大衆下山の報を聞いて、北面人々郎党等千余人を河原に遣わして防がせる。大衆下らず。	祇園 神興	入	中右記
15	保安四年七月十八日	1123	崇徳	鳥羽・白河	西坂本に下向、垣川（高野川？）辺にて防ぐ。7基の神興を河原において退散、300人ばかりが祇園に籠もる。			

輿を奉じての訴えがなされた。そして嘉承三年（1108）になると、ついに日吉社の神輿が初めて比叡山を下って平安京を脅かすことになり、これ以降は神輿を奉じての強訴がほぼ常態化していくことになる。

延暦寺の大衆らによる強訴は、法皇御所のほか、陽明門、右大臣忠実第など何度か京内に入ってくる場合もみられたが、深刻だったものは記録8と11のわずか2回のみである（第2表）。その一方で、懸命に侵入を防ごうとする努力も払われた。たとえば、記録2・5・9・12・15などの状況から、山を下ってきた大衆らは、西坂本、下り松、高野川・鴨川の河原辺またはその付近などで京内への侵入を食い止められていたことがわかり、結果的に帰山や、鴨川東岸の東山付近・祇園社等への移動を強いられた。また記録3・6・8・12・13・15などから、大衆らが京外の祇園社・祇陀林寺・京極寺などに集結することも多かった。祇陀林寺と京極寺はともに鴨川の西岸に位置していたが、いずれも東京極大路の東側に位置していたため、正確には京内への侵入は成立していないことになる。

大衆らが京内に入ってくることに對して、とくに微妙な表現がなされているのは長治二年（1105）の記録6である。この時の強訴に對して、『殿曆』同年正月一日条には「大衆已參内、仍暫止候」とありながら、そのすぐ後に「非大衆也、但祇園神民并日吉神民等也」と加えて、參内してきたのは決して比叡山の大家衆ではなく、「大衆使」としての神人だけなのだと、わざわざ限定をした書き方となっている。これは、強訴の中軸であった大衆らが、神輿を伴って京中に入ってくることに對する明確な拒否の姿勢の表れとみるべきで、そこには当然、「山法師」そのものが

不如意の対象であるという法皇の認識が反映されているものといえよう。結局この時は、まさに祇園の神輿を奉じて翌二日にも京内に入るとの噂であったが、法皇から裁許の約束がなされたため、ついに大衆らが京内での「乱発」（暴挙）に出ることはなかった。このほか、記録1・7についても、実際に京内まで入ってきたのは日吉神人のみであったことが判明する。

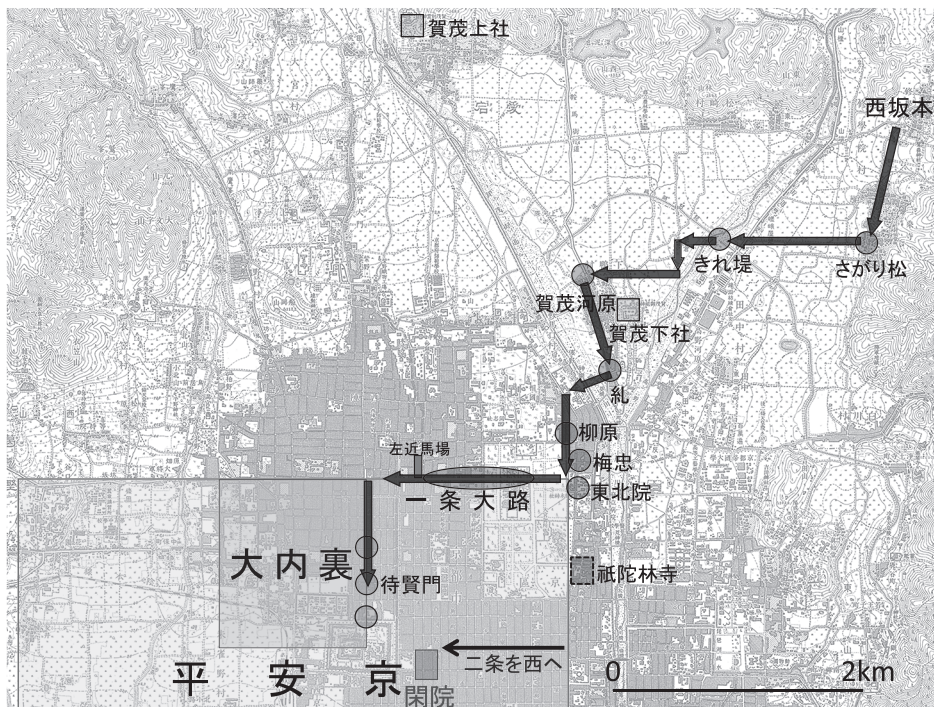
ところが、一方で南都、すなわち興福寺等の衆徒らに對しては、しばしば入京を許している。たとえば、永保元年（1081）三月二十五日（多武峰）³⁶⁾、寛治七年（1093）八月二十六日（興福寺）³⁷⁾、康和四年九月二十八日、康和五年（1103）三月二十五日（興福寺）³⁸⁾、永久元年（1113）閏三月二十九日（興福寺）³⁹⁾などである。

では、白河法皇はなぜ、これほどにまで延暦寺の大衆、すなわち「山法師」らが京中に入ってくることを拒もうとしたのだろうか。その深層的な理由を探るためには、強訴の際、まず彼らがどのような経路をたどって平安京に迫ってきたかを確認する必要がある。第2表の強訴関係の記録からもある程度判明するが、『平家物語』には安元三年（1177）の強訴で「山法師」らが山から下るより詳しいルートの記事がみられる。同物語巻第一の「御輿振」⁴⁰⁾には、「安元三年四月十三日辰の一點に、十禪師・客人・八王子三社の神輿責り奉て、陣頭へふり奉る。さがり松・きれ堤・賀茂の河原・糺・梅たゞ・柳原・東北院のへんに、しら大衆・神人・宮仕・専当みちみちて、いくらと云数を知らず。神輿は一条を西へいらせ給ふ。…（中略）…平家には、小松の内大臣の左大将重盛公、其勢三千余騎にて大宮面の陽明・待賢・郁芳三の門をかた

め給ふ。弟宗盛・知盛・重衡、伯父頼盛・教盛・経盛などは、にし南の陣をかためられけり。源氏には、大内守護の源三位頼政卿、渡邊のはぶく・さづくをむねとして、其勢わづかに三百余騎、北の門、縫殿の陣をかため給ふ。所はひろし、勢は少し、まばらにこそみえたりけれ」とあって、彼らのたどった地点が具体的に記されている。それを示せば第5図のようになって、彼らは平安京の北東方向から高野川を越え、賀茂下社・糺の森をかすめて鴨川を渡り、平安京に迫ったことが判明する。このうち、一乗寺の下り松～一条大路間のルートについては、愛宕郡条里の痕跡や古記録、近世絵図等に基づいて復原した筆者の成果がすでにあるので、それを基に作成した⁴¹⁾。『平家物語』では、安元三年の強訴は大衆らが平安京に入ったあと、一条大路を西

に進んで大内裏東側の門（待賢門）から神輿を入れようとしたと書かれているが、実際には2,000人余の集団がいったん祇陀林寺に集結し、祇園社・日吉社・京極寺等の神輿を奉じて二条大路から西に進み、当時の御所が置かれていた閑院に向かったのであった⁴²⁾。激しい戦いの中で、日吉社十禅師の神輿に武士の放った矢が当たり、大衆らは神輿を捨てて比叡山へと帰ることになる。すでに述べたように、大衆らの京内への侵入を武力で激しく食い止めたことは法皇の時代からたびたびあったが、神輿に矢が刺さったのはまさにこの時が初めてであった。

以上、安元三年の事例からわかる強訴の平安京までの道筋は、その断片的な地名が重なることによって、法皇の時代のそれと一致することが明らかである。その場所を空間的に



第5図 『平家物語』に書かれた安元三年強訴の移動経路
ベースマップには、正式2万分の1（1909年測図）を使用した。第6・7図についても同様。

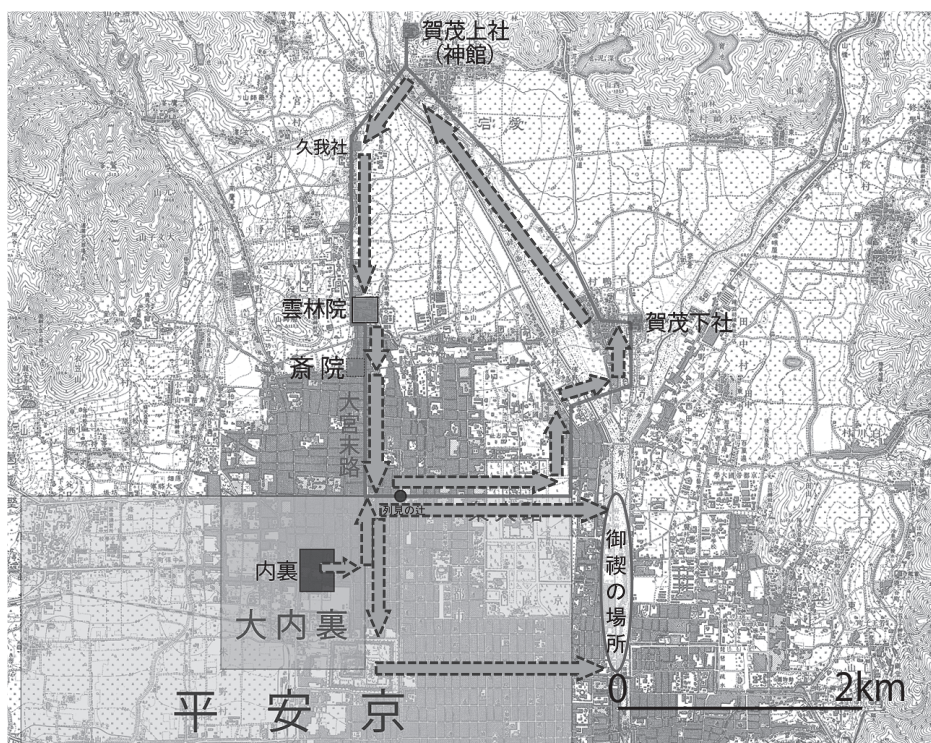
捉えると、延暦寺の大衆、すなわち「山法師」らが自らの一方的な「道理」を通そうと意図し、時の政府権力者に迫った強訴の移動・行動経路は、平安京内の北部と、その北および北東郊外の範囲に集中していたことが判明する。

2. 賀茂祭見物の場所

「山法師」が強訴に及んだ経路に関する空間的な事実を踏まえて、法皇の好んだ場所の有無を改めて検討すると、そこが毎年四月中西の日に催行された賀茂祭の道筋と大きく重なっていることに気づく。賀茂祭は、6世紀の半ばには行われていたとされる古い祭礼で、すでに平安初期には「中祀」に列せられ、また中央政府から最も重要な扱いを受ける勅祭となっていた。さらにこの祭は、『枕草子』『源氏物語』『栄華物語』などの文学作

品や、貴族によって書かれた古記録にも頻繁に登場し、平安期以降における年間の重要な行事ともなっていた。

賀茂祭の儀式は大きく、①斎王御禊の儀（斎院から一条・二条などの鴨河原）、②内裏などの警固の儀、③宮中遣使の儀（内裏など）、④路頭行列の儀（内裏および斎院から一条大路～下社～上社へ）、⑤賀茂下社と上社における社頭の儀、⑥斎王還立の儀（斎王が上社から斎院へ帰還）の6つに分けることができる⁴³⁾。この中でも、文学作品や古記録によく登場するのが①・④・⑥の各儀式で、華やかな行列を見物しようと毎年多くの人々がその道筋に押しかけた。賀茂祭は、②・③・⑤などのように宮中や神社の中で行う儀礼だけではなく、①・④・⑥のように、移動



第6図 賀茂祭の道筋

片平 (2012) などにより作成。

の儀式をも伴う動きのある祭礼であった。

そうした賀茂祭の移動経路を地図上に示すと、第6図のようになる。①では本祭の直前（3日前の午の日など）、齋王が紫野の齋院を出て平安京に入り、一条大路や二条大路、またはその間の大路を東進して鴨河原に至り、禊を行った上でいったん齋院に帰還する。また④では祭の日に内裏を出た祭使の一行が、一条堀川の「列見の辻」と呼ばれる場所で齋院を出立した齋王の行列と合流し、一

条大路を東に向かって下社と上社に移動する。上社で社頭の儀を終える頃には深夜になることも多かったので、その場合に齋王は上社の中にあった神館に宿泊した。さらに⑥では祭の日の翌日に、齋王が神館のある上社から雲林院前を経て、大宮末路沿いに位置する紫野齋院に帰還（還立）する⁴⁴⁾。このような祭の動きを辿ると、祭の主役であった齋王が、齋院を出立して平安京内の北部を経由したあと、その北東部・北部の郊外を巡る反時

第3表 白河法皇による賀茂祭の見物

記録	和暦	西暦	齋王御禊・祭・還立等	史料	回数
1	寛治2年4月21日	1088	賀茂祭	中右記	3回
2	寛治4年4月9日	1090	御禊	中右記	
3	寛治5年4月8日	1091	賀茂祭	中右記	
4	寛治6年4月18日	1092	御禊	中右記	
5	寛治6年4月21日	1092	賀茂祭	中右記	
6	寛治6年4月22日	1092	還立	中右記	
7	寛治7年4月15日	1093	賀茂祭（例年の如く）	後二条師通記	3回
8	嘉保1年4月12日	1094	御禊	中右記	
9	嘉保1年4月15日	1094	賀茂祭	中右記	
10	嘉保1年4月16日	1094	還立	中右記	3回
11	嘉保2年4月20日	1095	御禊	中右記	
12	嘉保2年4月20日	1095	賀茂祭	中右記	3回
13	嘉保2年4月21日	1095	還立	中右記	
14	永長1年4月11日	1096	御禊（最初は行かない予定）	中右・師通記	2回
15	永長1年4月14日	1096	賀茂祭	中右記	
16	長治1年4月18日	1104	賀茂祭	中右記	2回
中止	長治2年4月18日	1105	御物忌により急遽見物中止	中右記	
中止	嘉承1年4月24日	1106	「今年は見物なし」	中右記	
17	嘉承2年4月18日	1107	還立（神館・知足院辺）	中右記	
18	天永2年4月17日	1111	賀茂祭	中右記	
19	天永2年4月18日	1111	還立	中右記	
20	永久2年4月16日	1114	賀茂祭（一条殿にて、棧敷なし）	中右記	3回
21	永久3年4月22日	1115	賀茂祭	中右記	
22	元永1年4月18日	1118	御禊（急遽決定、内々に）	中右記	
23	元永1年4月21日	1118	賀茂祭	中右記	3回
24	元永1年4月22日	1118	還立	中右記	
25	元永2年4月22日	1119	賀茂祭（急遽決定）	中右記	3回
26	保安1年4月15日	1120	賀茂祭（曾孫の皇子まで一同に）	中右記	
27	天治1年4月14日	1124	賀茂祭	中右記	
28	大治4年4月19日	1129	三院で御禊見物	中右・長秋記	3回
29	大治4年4月25日	1129	三院で賀茂祭見物	中右・長秋記	
30	大治4年4月26日	1129	三院で還立見物	中右・長秋記	

計回りの移動経路を持っていた事実が浮かび上がる。

賀茂祭は平安後期になっても年間の重要な行事としての地位は変化せず、法皇もとりわけこの祭に対する情熱を持っていた。たとえば『扶桑略記』承保三年（1076）四月二十三日には、まだ天皇だった法皇が祭前日における賀茂社への行幸を定例化（賀茂祭前日の申の日に）したことが記されている。また、法皇の皇女である令子内親王（1089～1099）・禎子内親王（1099～1107）・官子内親王（1108～1123）の3内親王、孫にあたる棕子内親王（堀河天皇皇女）（1123～1126）、そして曾孫にあたる統子内親王（鳥羽天皇皇女）（1127～1132）・禧子内親王（鳥羽天皇皇女）（1132～1133）の2内親王まで計6内親王が、それぞれ祭の主役となる斎王に連続して卜定されている。禧子内親王については法皇薨去後の卜定であったが、寛治三年の令子内親王以来、法皇の生涯を通じて子・孫・曾孫にあたる内親王が継続的に斎王の地位についていたことになる。

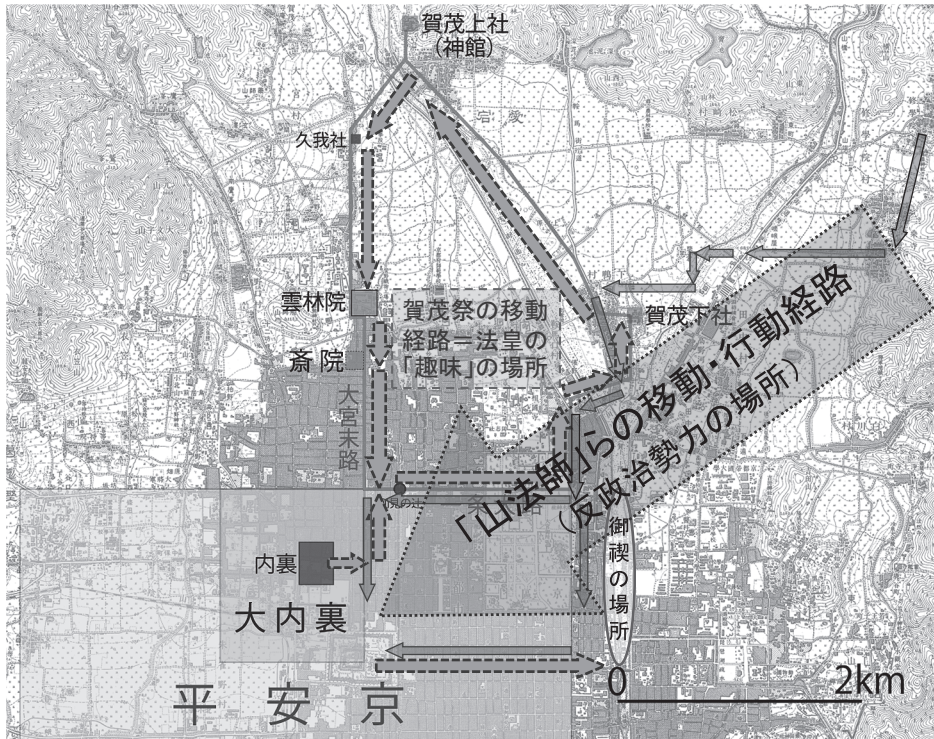
自身の子・孫・曾孫らが主役を務める四月の祭を、法皇は毎年楽しみにしていたのだろう。第3表は、法皇が見物したことが明らかな祭の儀式について、その年代順にまとめたものである。全部で30回が確認されるが、その間には御物忌・天候事情などやむを得ない理由によって仕方なく中止をした例もみられる。さらに、同じ年に御禊と本祭、本祭と還立などの2回、また御禊・本祭・還立の3回すべての移動儀式を見物したという記録も、それぞれ複数回に渡って認められる。嘉承二年（1107）の祭では、還立の行列を上社の神館辺で御覧になったあと、先回りをして斎院御所近くの知足院辺で再度見物をしたと

いう記録も残されている⁴⁵⁾。初夏のさわやかな時期に、華やかに執り行われたこれら賀茂祭の移動儀式とその道筋は、まさに法皇にとっての趣味の場所となっていたのである。

3. 法皇の趣味の場所、そして「山法師」侵入への反駁

第7図は、賀茂祭に関する法皇の趣味の場所に、「山法師」らの移動・行動経路を重ね合わせたものである。平安京北東部およびその郊外の空間には、「山法師」らが現れるはるか以前の古代（平安初期）から賀茂祭の固定した移動経路が成立していた。具体的には、紫野斎院→大宮末路→一条堀川「列見の辻」（内裏→大宮大路→一条堀川「列見の辻」）→一条大路→賀茂下社→賀茂上社→斎院という反時計回りのルートである。またこれとは別に、斎王御禊のための紫野斎院→大宮末路→一条大路（または二条大路など）→鴨河原の往復移動経路も存在した。これらの経路の重要性は、摂関期を経て院政期に入っても、まったく変化することが無かった。それは、当時の古記録に数多く賀茂祭の行事が登場することによっても確認することができる。そればかりか法皇は、極めて積極的に、自身の子や孫が斎王として祭の主役を演じる儀式の道筋に出かけた。すなわち平安京北東部とその郊外は、まさに法皇にとってお気に入り、趣味の場所となっていたのである。そしてその情熱は、薨去直前に催行された大治四年（1129）の祭に至るまで変わることはなかった。なぜなら、この年の祭は、とくに三院（白河法皇・鳥羽上皇・待賢門院）そろって、斎王御禊・本祭・還立すべての移動儀式を見物しているからである（第3表）。

「山法師」らがしばしば山を下り、その要求がエスカレートするようになったのは、法



第7図 賀茂祭の道筋と「山法師」の移動・行動経路

皇にとっての趣味の場所が確立したあとの、11世紀末から12世紀初頭以降のことであった。彼らの移動・行動経路は、法皇にとっては極めて不本意な、賀茂祭の重要な儀式の場の一つ（賀茂下社）をかすめてその神聖な道筋に途中から、しかも逆方向（時計回り）から逆なでをするかのように割り込んでくるという無神経なものであった。法皇にとって彼ら「山法師」の群衆は、自分たちの独特の「道理」を荒々しくかざして時の権力に刃向かう反政治勢力であるばかりか、古代的で華やかな伝統・趣味を容赦なく破壊しようとする、これまでの時代にはなかった理解しがたい存在だったといえる。第6図に示されたその当時における平安京北東部の地域は、まさに法皇にとっての古代的趣味の場所と、「山法師」らの中世的な反政治勢力の場所とが正

面衝突をする、時代を超越した空間なのであった。

V. 「天下三不如意」と法皇が好んだ場所

以上、「賀茂川の水」については法皇の生涯における洪水の頻度と、白河・鳥羽両地区・六条付近における院御所の地理的立地から、また「雙六の賽」については賭博や「打攤」「擲采」などの所作・儀式をめぐる「賽の目」から、さらに「山法師」については平安京北東部の空間における古代的な趣味の場所と中世的な反政治勢力との対立の構図から、三不如意の内容とその背後に隠された深層的な意味とを分析してきたが、それぞれの不如意にはいずれも法皇の好み（習慣に伴う好み）や趣味に関わる場所の存在が確認された。し

かし法皇にとって心地よいそれらの場所は、「水」（洪水）や「賽の目」、「山法師」によって自らの意思・希望に反する結果を生み出してしまふことも珍しくはなかった。すなわち、そこにはしばしば、深層的な意思を持った法皇の場所と、自然的空間または社会的・神的空間との決定的な齟齬・乖離や、一定の空間において相反する意思を持った場所と場所とが重なり合い、真正面から衝突し合う時代を超えた対立の構図が認められた。

57年もの長きにわたって権力の座にあった法皇であったが、大治四年（1129）七月七日、にわかに77歳の生涯を閉じた。その前日の六日午前はまだ何の異常も認められず、御産を間近に控えた女院（待賢門院）のために二条東洞院殿に行幸して息災を祈ったほどであった。体調が急変したのは、その午後になって三条西殿に還御し、湯殿と食事を済ませて就寝した直後のことである。一晩中、激しい下痢と嘔吐を繰り返したがそのまま回復することなく、翌七日の午後に崩御した⁴⁶⁾。法皇は衣笠山東麓の香隆寺付近で荼毘に付されたあと、天承元年（1131）七月になって鳥羽殿内の成菩提院に埋葬された。法皇が永遠の眠りについた場所もまた、お気に入りの水辺＝ウォーターフロントだったのである。

参考文献・注

- 1) ここでは、天皇・上皇時代の記述も出てくるが、「法皇」の用語で統一する。
- 2) 高木市之助ほか校注『平家物語（上）日本古典文学大系32』、岩波書店、1959、471頁。
- 3) 池邊義象編『源平盛衰記 上巻』、博文館、1913、774頁。
- 4) 白河法皇に関係があるのは、現在慣用的に使用されている「鴨川」の場所となるため、史料中の用語を除き、ここでは「鴨川」で統一した。
- 5) 高橋康夫『京都中世都市史研究』、思文閣出版、1983、59-175頁。山田邦和『京都市史

- の研究』、吉川弘文館、2009、98-217頁。
- 6) 河角龍典「歴史時代における京都の洪水と氾濫原の地形変化—遺跡に記録された災害情報を用いた水害史の再構築—」、京都歴史災害研究1、2004、13-23頁。
- 7) 阪口 豊「過去8000年の気候変化と人間の歴史」、専修人文論集51、1993、79-113頁。北川浩之「歴久杉に刻まれた歴史時代の気候変動」、(吉野正敏・安田喜憲編『歴史と気候 講座文明と環境6』、朝倉書店、1995、所収)、47-55頁。
- 8) 片平博文「平安京・京都の洪水と旱魃—史料分析を中心としたアプローチ—」、(立命館大学「テキスト文化遺産防災学」刊行委員会『テキスト文化遺産防災学』、学芸出版社、2013、所収)、43-63頁。
- 9) 京都市編『京都の歴史2 中世の明暗』、学芸書林、1971、16-40頁。
- 10) 片平博文「京都を襲った歴史時代の洪水—9～14世紀を中心に—」、(立命館大学文化遺産防災学「ことはじめ」篇出版委員会編『文化遺産防災学「ことはじめ」篇』、アドスリー、2008、所収)、115-127頁。
- 11) 上村和直「平安京と白河—院政期京都の空間構造—」、条里制・古代都市研究15、1999、34-68頁。堀内明博『日本古代都市史研究—古代王権の展開と変容—』、思文閣出版、2009、319-336頁。
- 12) 『中右記』嘉保二年（1095）五月十日条・五月二十一日条。
- 13) 『中右記』永久二年（1114）四月十四日条。
- 14) 『日本紀略』延喜元年（901）九月十五日条。
- 15) 『扶桑略記』応徳三年（1086）十月二十日条。
- 16) 長宗繁一・鈴木久男「鳥羽殿」（古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』、角川書店、1994、所収）、547-584頁。堀内、前掲11）、337-427頁。
- 17) 高橋 学「古代における鴨川の洪水」、(立命館大学文化遺産防災学「ことはじめ」篇出版委員会編『文化遺産防災学「ことはじめ」篇』、アドスリー、2008、所収)、107-114頁。
- 18) 山田邦和「左京と右京」（古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』、角川書店、1994、所収）、171-358頁。
- 19) 美川 圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』、NHK ブックス973、2003、195-242頁。
- 20) 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」（古代学協会編『延喜天曆時代の研究』、吉川弘文館、1969、所収）、89-122頁。
- 21) 太田静六『寝殿造の研究』、吉川弘文館、1987、311-525頁。
- 22) 太田、前掲21）、779-888頁。

- 23) 『続日本紀』天平勝宝六年(754)十月十四日条。
- 24) 米田雄介「覚書 東大寺献物帳(十三)」、古代文化63-2、2011、118-122頁。
- 25) ①増川宏一『盤上遊戯 ものと人間の文化史29』、法政大学出版局、1978、159-200頁、②同『すごろくⅠ ものと人間の文化史79-Ⅰ』、法政大学出版局、1995、134-194頁。
- 26) 増川、前掲25)、134-161頁。
- 27) 『中右記』永久二年(1114)二月十四日、二月二十二日、三月六日、五月十七日、十九日、二十九日の各条。
- 28) 増川宏一『さいころ ものと人間の文化史70』、法政大学出版局、1992、178-273頁。
- 29) 古記録中の用例としては、「擲采」のほかに、「擲塞」(「塞」はこれに「たけかんむり」が付き、「さいころ」または「雙六」の意がある)がみられる。
- 30) この分析にあたっては、東京大学史料編纂所の「古記録フルテキストデータベース」を用いた。
- 31) 松村博司校注『大鏡 日本古典文学大系21』、岩波書店、1960、115-132頁。
- 32) 松村、前掲31)、458頁。
- 33) 小松茂美編『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻 日本の絵巻7』、中央公論社、1987、2-37頁。
- 34) 「打難」や「擲采」に関する59用例(ただし、両者が出てくる場合は別々に数えてある)のうち、出産(産養い)に関するものは計39例、院御所などの移転に関するものは計17例である。また残る3用例は、高級貴族の新宅移転に伴うものとなっている。
- 35) 下坂 守『京を支配する山法師たち—中世延暦寺の富と力—』、吉川弘文館、2011、1-130頁。
- 36) 『帥記』永保元年三月二十五日条。
- 37) 『扶桑略記』寛治七年八月二十六日条など。
- 38) 『中右記』康和五年三月二十五日条など。
- 39) 『殿暦』閏三月二十九日条など。
- 40) 高木市之助ほか校注、前掲2)、83-140頁。
- 41) 片平博文『『枕草子』にみる平安京郊外への道』、(日下雅義編『地形環境と歴史景観—自然と人間の地理学—』、古今書院、2004、所収)、142-154頁。
- 42) 高橋昌明「嘉応・安元の延暦寺強訴について—後白河院権力・平氏および延暦寺大衆—」、(河音能平・福田栄次郎編『延暦寺と中世社会』、法蔵館、2004、所収)、212-237頁。
- 43) 所 功『京都の三大祭』、角川書店、1996、45-111頁。
- 44) 片平博文「平安京北郊にあった雲林院の発展と衰退」、立命館地理学24、2012、61-79頁。
- 45) 『中右記』『殿暦』嘉承二年(1107)四月十八日条。
- 46) 角田文衛『待賢門院璋子の生涯—椒庭秘抄—』、朝日新聞社、1985、111-153頁。